

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

株 主 各 位

当社は、平成 18 年 10 月中旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 18 年 8 月 31 日(木)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することのできる株主といたします。

平成 18 年 8 月 16 日

山梨県甲府市中小河原一丁目 13 番 18 号
株 式 会 社 く ろ が ね や
代 表 取 締 役 社 長 堀 込 丹

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 2 号 (東銀ビル 3 階)
事務取扱場所	東京証券代行株式会社 本店

公告の中断についての追加公告

1 . 公告中断日時

平成 18 年 8 月 16 日午後 11 時 00 分頃から平成 18 年 8 月 17 日午前 0 時 25 分頃まで。

2 . 公告中断事由

システム障害により公告の中断が生じました。